



千葉労働局発表
平成31年3月1日

照 会 先	千葉労働局雇用環境・均等室
	雇用環境・均等室長
	室谷留美
	雇用環境改善・均等推進監理官
	山本政好
	電話 043-306-1860

報道関係者 各位

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議は

「一人ひとりの時間と健康・安全を大切にする千葉県 2019」 を宣言します！

～「働き方改革」 待ったなしのスタートです！～

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議[※] 参画機関・団体は、「働き方改革関連法」の4月1日施行を目前に控え、地域にかかわるすべての人が「働く時間」・「休息する時間」・「生活する時間」を大切にし、健康で安全にいきいきと活躍する魅力ある職場づくりにオール千葉で取り組むことを宣言します。

公労使会議では、引き続き連携して働き方改革を推進する皆様を支援してまいります。

※【「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」とは】

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、国、県、労使団体及び金融機関の関係者が連携して取り組むことを目的として設置されたものです。

参画機関・団体

千葉県	(一社) 千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会	株式会社千葉銀行
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会	千葉信用金庫
千葉市長会	(一社) 千葉県商工会議所連合会	(公財) 千葉県産業振興センター	
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	(独) 労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター	
関東経済産業局	日本労働組合総連合会千葉県連合会	千葉働き方改革推進支援センター	
千葉労働局			

『一人ひとりの時間と健康・安全を大切にする千葉県 2019』宣言

～ちばの魅力ある職場づくり公労使会議～

いま日本の社会が急速に人口減少を迎えています。私たちの千葉県においても、2018年4月1日現在386万人(※1)の生産年齢人口(15～64歳)が2060年には223万人(※2)に減少すると推計されています。

このように私たちを取り巻く環境が大きく変化する中、これまでのように長時間働いて経済成長を支えてきた社会から、健康で安全な雇用環境の下で多様な労働者がアイデアを出し合い、子育てや介護、療養など時間制約がある労働者も大いに活躍できる社会に変革していくことが求められています。

働き方改革関連法により、長時間労働を是正するためのフレームが確立され、本年4月から施行されます。これを契機に、私たちは、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」でき、いきいきと働き暮らせる地域をつくっていかねばなりません。そのためには、「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」が主体的に「働き方改革」の意義と法令順守を呼びかけていくことが必要です。

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」は、ここに、『一人ひとりの時間と健康・安全を大切にする千葉県 2019』を宣言し、地域にかかわるすべての人が「働く時間」「休息する時間」「生活する時間」を大切に、健康で安全にいきいきと活躍する魅力ある職場づくりに取り組みます。

※1：平成30年7月・千葉県年齢別・町丁字別人口(平成30年度)より

※2：平成27年10月・千葉県人口ビジョンより

平成31年3月1日

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

参画機関・団体

千葉県	(一社)千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会	(株)千葉銀行
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会	千葉信用金庫
千葉県市長会	(一社)千葉県商工会議所連合会	(公財)千葉県産業振興センター	
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	(独)労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター	
関東経済産業局	日本労働組合総連合会千葉県連合会	千葉働き方改革推進支援センター	
千葉労働局			

「働き方改革関連法」施行日一覧

労働時間法制の見直し関係

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)関係

7月6日
(公布日)

4月

4月

4月

4月

4月

4月

平成30年
(2018年)

平成31年
(2019年)

平成32年
(2020年)

平成33年
(2021年)

平成34年
(2022年)

平成35年
(2023年)

平成36年
(2024年)

大企業

労働基準法
・上限規制

労働基準法
・高度プロフェッショナル制度
・年休取得義務
・フレックスタイム

設定改善法
・勤務間インターバル

安全衛生法
・産業医、産業保健強化
・労働時間の状況の把握

パートタイム労働法

労働契約法

労働者派遣法

労働基準法
上限規制の適用猶予廃止
・自動車運転者
・建設
・医師
・鹿児島沖縄砂糖製造業

中小企業

労働基準法
・高度プロフェッショナル制度
・年休取得義務
・フレックスタイム

設定改善法
・勤務間インターバル

安全衛生法
・産業医、産業保健強化
・労働時間の状況の把握

労働基準法
・上限規制

労働者派遣法

パートタイム労働法

労働契約法

労働基準法
・割増賃金率見直しの猶予措置の廃止

労働基準法
上限規制の適用猶予廃止
・自動車運転者
・建設
・医師
・鹿児島沖縄砂糖製造業